

＊北海道公報		発行 北海道 (総務部法制文書課) 電話 011-231-4111 (内線 22-264) FAX 011-232-1385 印刷 富士プリント(株)	1 名 称 財団法人自然公園財団 2 住 所 東京都港区西新橋 2-11-6 ニュー西新橋ビル 3 事務所の所在地 東京都港区西新橋 2-11-6 ニュー西新橋ビル 4 活動区域である公園名及び地域名 大沼国定公園 (大沼地域)
目次		ページ	
告 示			
○公園管理団体の指定……………		(自然環境課)	9
○家畜伝染病検査の命令……………		(畜産振興課)	9
○土地改良区の役員の住所変更の届出……………		(農業支援課)	9
○土地改良区の定款の変更の認可……………		(農業支援課)	9
○土地改良区連合の役員の退任の届出……………		(農業支援課)	10
○土地改良区連合の解散……………		(農業支援課)	10
○農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正……………		(農地調整課)	10
○農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定の一部改正……………		(農地調整課)	10
○土地改良法による道営換地計画の決定……………		(農業施設管理課)	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除……………		(治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定……………		(治山課)	11
○森林法による通知に代える公示(2件)……………		(治山課)	12
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定の一部改正……………		(治山課)	13
○道路の供用の開始……………		(道路整備課)	13
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等……………		(河川課)	13
○急傾斜地崩壊危険区域の指定……………		(砂防災害課)	13
道警察本部告示			
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………			13
告 示			
北海道告示第893号			
自然公園法(昭和32年法律第161号)第37条第1項の規定により、平成17年11月29日付けで同項に規定する公園管理団体として次の法人を指定した。			
平成17年12月9日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
北海道告示第894号			
家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定により、次のとおり当該牛の所有者に対し、当該牛について、牛のヨーネ病の予防のための検査を受けることを命ずる。			
平成17年12月9日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
1 実施の目的			
牛のヨーネ病の発生予防のため			
2 実施する区域の市町村名及び実施の期日			
実施する区域の 実 施 の 期 日			
市 町 村 名 (当該期間において所轄家畜保健衛生所長の定める日)			
名 寄 市 平成18年1月4日から3月31日まで			
3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲			
実施する区域内で繁殖の用に供する肉用雌牛。ただし、生後24箇月未満のものを除く。			
4 実施の方法			
(1) 検査は、所轄家畜保健衛生所長が指定する日時及び場所で家畜防疫員が行う。			
(2) 検査は、家畜伝染病予防法施行規則(昭和26年農林省令第35号)第9条に定める方法による。			
北海道告示第895号			
土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、門別町土地改良区から、次のとおり役員の住所変更の届出があった。			
平成17年12月9日			
北海道知事 高 橋 はるみ			
理 事 ・ 氏 名 住 所			
監事の別 変 更 前 変 更 後			
理 事 奥 山 喜 義 新冠郡新冠町字美宇2番地 新冠郡新冠町字大狩部264番地の3			
監 事 竹 島 幸 治 沙流郡門別町字庫富136番地の1 沙流郡門別町富川西1丁目3番13号			
北海道告示第896号			

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成17年11月29日、南長沼土地改良区の定款の変更を認可した。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、雨竜川土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成17. 9.11	理事	小 島 榮 一	深川市多度志南1497番地
同	同	土 田 忠 昭	雨竜郡沼田町字北竜211番地32
同	同	平 瀬 雄 敏	同 秩父別町2089番地の12
同	同	金 山 信 幸	同 北竜町字和86番地の8

北海道告示第898号

雨竜川土地改良区連合は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第67条第1項の規定により解散した。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第899号

平成9年北海道告示第807号（農地法第3条第2項第5号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

「札幌市のうち中央区、白石区、豊平区、南区、西区及び厚別区の区域」を「札幌市のうち中央区、白石区、豊平区、清田区、南区、西区及び厚別区の区域 石狩市のうち旧浜益村の区域」に改め、「丸瀬布町」を「遠軽町のうち旧丸瀬布町の区域」に改め、石狩支庁管内の事項を削る。

北海道告示第900号

平成9年北海道告示第808号（農地法第6条第1項第2号の規定に基づき知事が定める区域及び面積の決定）の一部を次のように改正する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

「札幌市のうち旧篠路村の区域 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市」を「札幌市のうち旧篠路村の区域 江別市 千歳市 恵庭市 北広島市 石狩市のうち旧石狩市の区域」に改め、「旭川市（旧旭川市の区域を除く。） 富良野市 紋別市」を「旭川市（旧旭川市の区域を除く。） 富良野市 紋別市 釧路市のうち旧阿寒町の区域」に改め、「札幌市（旧札幌市及び旧篠路村の区域を除く。） 夕張市 岩見沢市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 苫小牧市」を「札幌市（旧札幌市及び旧篠路村の区域を除く。） 石狩市のうち旧厚田村及び旧浜益村の区域 夕張市 岩見沢市 芦別市 赤平市 三笠市 滝川市 砂川市 歌志内市 深川市 苫小牧市 釧路市のうち旧音別町の区域」に改め、「札幌市のうち旧札幌市の区域 函館市のうち旧函館市の区域 小樽市（旧塩谷村の区域を除く。） 旭川市のうち旧旭川市の区域 室蘭市 帯広市のうち旧帯広市の区域 釧路市」を「札幌市のうち旧札幌市の区域 函館市のうち旧函館市の区域 小樽市（旧塩谷村の区域を除く。） 旭川市のうち旧旭川市の区域 室蘭市 帯広市のうち旧帯広市の区域 釧路市のうち旧釧路市の区域」に改め、「石狩支庁管内 当別町 新篠津村 3.5 を厚田村 浜益村 2.6」を「石狩支庁管内 当別町 新篠津村 3.5」に改め、「和寒町 剣淵町 朝日町」を「和寒町 剣淵町」に改め、「置戸町 留辺蘂町 佐呂間町 生田原町 遠軽町 丸瀬布町 白滝村」を「置戸町 留辺蘂町 佐呂間町 遠軽町」に改め、「厚岸町のうち旧大田村の区域 浜中町 標茶町 弟子屈町」を「厚岸町のうち旧大田村の区域 浜中町 標茶町 弟子屈町」に改め、「白糠町 音別町」を「白糠町」に改める。

北海道告示第901号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、厚真町共和地区の換地計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成17年12月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第4項において準用する同法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議申立てをすることができる。

また、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第7項の規定による決定に不服がある者は、同法第89条の2第4項において準用する同法第87条第10項の規定に基づき、北海道を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

平成17年12月9日

北海道告示第902号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 勇払郡厚真町字豊沢886・907（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道胆振支庁経済部林務課及び厚真町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第903号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 久遠郡せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・せたな町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
せたな町（国有林。次の図に示す部分に限る。）・せたな町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市・名寄市（以上2市について次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 士別市（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

士別市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

4(1) 指定施業要件変更予定保安林 増毛郡増毛町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件変更予定保安林 網走郡津別町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

津別町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 6(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡新得町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 新得町（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 7(1) 指定施業要件変更予定保安林 上川郡新得町（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 8(1) 指定施業要件変更予定保安林 標津郡標津町（国有林。次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 風害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市	町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部治山課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第904号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条第3項の規定による保安林の指定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を寿都町役場の掲示場に掲示する。その要旨は、平成17年11月22日農林水産省告示第1804号のとおりである。 平成17年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 所在が不明な者 寿都郡寿都町字磯谷町能津登352所在の森林について所有権を有する 吉 崎 満 洋 北海道告示第905号 森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町役場の掲示場に掲示する。 平成17年12月9日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 所在が不明な者 苫前郡苫前町字山豊12所在の森林について所有権を有する 森 信 一 (2) 通知の要旨 平成17年北海道告示第855号 (3) 掲示場所 苫前町役場 2(1) 所在が不明な者 天塩郡幌延町字雄興77の5所在の森林について所有権を有する 林 光 男 天塩郡幌延町字雄興77の5所在の森林について所有権を有する 林 光 華 天塩郡幌延町字雄興77の5所在の森林について所有権を有する 林 由紀恵 天塩郡幌延町字雄興77の5所在の森林について所有権を有する 林 貴 朝 (2) 通知の要旨 平成17年北海道告示第855号 (3) 掲示場所
---	---

北海道告示第906号

平成17年北海道告示第449号（知事権限に係る保安林の指定の解除の予定）の一部を次のように改正する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1の事項中、「中川郡幕別町字弘和481の1・481の2・482の1・482の3・482の10・482の12（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）、482の9、482の11、482の13、482の14」を「中川郡幕別町字弘和481の1・481の2・482の11・482の12・482の13（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）、482の9」に改め、「次の図」を「次の変更図」に改める。

（「次の変更図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び幕別町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第907号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道網走土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
道道 屈斜路津別線	網走郡津別町字上里15番1地先から 網走郡津別町字美都388番1地先まで	平成17.12.10 9時

北海道告示第908号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道網走土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 河 川 の 名 称	二級河川佐呂間別川水系サロマ湖
2 廃川敷地が生じた年月日	平成17年12月9日
3 廃 川 敷 地 等 の 位 置	常呂郡常呂町字栄浦369番地先から386番地先まで
4 廃川敷地等の種類及び数量	土地 6,755.73㎡

北海道告示第909号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部砂防災害課及び北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成17年12月9日

北海道知事 高 橋 はるみ

室蘭市母恋南町3丁目その2地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線によって囲まれた区域

市 字	地 番	標 柱 番 号
室蘭市 母恋南町2丁目	46番134	1
同 同	52番16	2
同 母恋南町3丁目	46番529	3
同 同	46番166	4
同 同	41番1	5
同 同	37番24	6
同 同	37番25	7
同 同	37番45	8
同 母恋南町2丁目	39番1	9
同 同	52番21	10、11、12

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第181号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区（昭和43年北海道警察本部告示第23号）の一部を次のように改正し、平成17年12月12日から施行する。

平成17年12月9日

北海道警察本部長 樋 口 建 史

別表旭川方面士別警察署の項中

「

上士別	同 上士別 町16線南4番 地
-----	-----------------------

」を「

上士別	同 上士別 町16線南3番 地
-----	-----------------------

」に改める。

